

アメリカ合衆国における移民の福祉問題

江 成 幸

要旨 移民ないし外国人労働者の受け入れ国にとって、受け入れに伴う社会的コストは大きな関心である。アメリカ合衆国では、福祉政策による生活保障の権利が移民にも拡大されてきた。しかし移民に対する福祉の負担は、ヒスパニック系移民に多くみられる貧困や非合法移民の問題との関連で、批判を集めるようになった。これに対し、社会学者たちは、移民の利用する福祉コストの推計を行い、移民の存在をベネフィットとみなす立場とコストとみなす立場で異なる結論を導き出している。政策的には、カリフォルニア州の提案187や連邦政府の新福祉法が登場し、移民の福祉受給は厳しく制限されることになった。アメリカ国内に在住する移民たちは、生活の保障という点で、これまでよりも不安定な地位に置かれるようになったのである。福祉コストをめぐる議論は、直接的には財政上の問題であるが、同時に、アメリカ国家の成員資格をどこで区切るべきかという移民国家としての根本的な問いも含んでいる。

1. はじめに

1996年8月22日、アメリカ合衆国のクリントン大統領は新しい福祉法案に署名した。大きな政府と批判されてきた民主党政権のクリントン大統領が、共和党が多数派を占める連邦議会の法案を受け入れ、この年の大統領選挙運動に合わせて福祉予算の引き締めをアピールしたのである。この法律には、アメリカ国籍を持たない合法移民の福祉受給権を制限する内容が含まれ、連邦予算削除の柱となっている。移民国家アメリカにおいて、移民への風当たりは、これまでも移民受け入れ数の上限など入口では行われている。しかし、永住権を得てアメリカに在住している合法移民の福祉受給制限は、国内政策が事実上の移民規制の役割を担う新しい段階を示している。本稿では、アメリカ合衆国の福祉制度の特徴を整理し、政策決定に対してヒスパニック系、特にメキシコ系移民がおよぼす影響を分析することにより、移民問題との関連で福祉が注目されるようになった背景を明らかにしていく。

2. 福祉問題の浮上

(1) 権利としての福祉の定着

アメリカ連邦政府の役割は、1930年代までは公共財を生産し、個人のためにコモン・ロー的な財産権を強化することに限られていた (Schuck and Smith, p.104)。国家の介入を排除した自助主義と能力主義の伝統を背景に、福祉の機能は地方自治体、州、民間組織に任されていたのである。しかし大恐慌後のニューディール政策の下で、連邦政府は社会保障制度の整備と福祉への財政支出を積極的に行うようになる。1935年5月の連邦緊急救済法 (Federal Emergency Relief Act) では、連邦政府から各州に対して生活困窮者を救済するための資金の交付が始まった。同年8月に施行された社会保障法 (Social Security Act) では、国民の法律上の権利として、連邦政府が貧困状態にある失業者や労働者に対し

て最低限の生活を保障することが定められた。

ニューディール後の連邦政府は、特に1960年代および1970年代に、個人や集団が公的な財源に対して要求できる「新財産」(new property) 諸権利の制度化を進めた。社会保険が貯蓄の代替機能を果たすなど、アメリカ人は伝統的な私的財産に代わり政府の富に依存するようになった。個人と政府の依存関係の拡大を裏づけるように、法的秩序も権利賦与を表す「権利」(rights) を扱うようになり、平等、集団の利益、差別のない待遇といったものに価値が置かれるようになった (Schuck and Smith, pp.105-106)。

このような法的秩序の変化は1960年代の公民権運動とも連動し、黒人をはじめとするエスニック・マイノリティの権利獲得が進んでいった。裁判所が人間の基本的な権利を守る「法の適切な過程」(due process of law) を優先し、人権団体やマリノリティの利益団体が連邦議会でロビー活動を展開するなかで、アメリカ国籍を持たない移民についても、福祉受給権への道が開かれてきたのである (Hollifield, pp.179-186)。

合法移民は、永住権を認められて入国した人々であり、アメリカ国籍を取得しなくてもアメリカ国内に継続的に住むことができる。彼らは、選挙権や陪審員になる権利、公務員や軍事機密などにかかわる私企業の職に就く権利を持たず、親族を合法移民として呼び寄せる資格に制限のあるほかは、アメリカ市民とはほぼ同等の諸権利を認められている (Schuck, p.58)。1996年福祉法で合法移民の福祉受給権が大幅に制限されるまで、合法移民は、すべての公的サービスと給付金を利用することができた。もっとも、実際の福祉給付の場では、受給資格を証明するため、アメリカ国籍をもつ者よりも手続きが煩雑な場合はあったようだ (Schuck, p.170)。

アメリカの連邦政府による福祉は、貧困者層への公的扶助 (public assistance) を中心としている。連邦の公的な医療保険は国民皆保険制ではなく、年金受給者に対するメディケア (Medicare) と公的扶助受給者に対するメディケイド (Medicaid) のみである。このほか、補充保障所得 (Supplemental Security Income, SSI)、食糧を購入する際に現金同様に使用できる食糧切符 (food stamp)、貧困家族への現金給付である児童扶養給付 (Aid to Families with Dependent Children, AFDC) が連邦政府主導で行われている。

従って、アメリカ合衆国で福祉による政府の負担が論じられるときには、もっぱら貧困者層について問題にされる。社会保障制度が定着した1950年代には、ガイブレイス (J. K. Galbraith) に代表される「豊かな社会」の再検討と貧困の再発見が行われた。1960年代の公民権運動では、人種に対する社会的および法律的な差別が、人種別の階層化とマイノリティの貧困を生んでいることへの認識が高まった。当時のジョンソン大統領は「貧困との戦い」(War on Poverty) を宣言し、黒人の貧困層など人種関係にも配慮した福祉政策を実施した。マイノリティ集団の貧困問題は現在も続いており、1980年代後半のウィルソン (W. J. Wilson) の研究は、郊外への人口移動と経済の再編成という観点から、福祉政策によっても解消されない「アンダークラス」(underclass) と呼ばれる都市の黒人の貧困を指摘し、アメリカ社会に衝撃を与えた。

(2) ヒスパニック系移民の貧困問題

最新人口調査 (Current Population Survey, CPS) は、国勢調査局 (Census Bureau) が毎月5万世帯の標本調査をもとに公表している統計である。この調査の対象には「外国生まれ」(foreign-born) として分類される合法移民、非合法移民、留学や商用に

よる一時的滞在者が含まれている。1994年3月の調査では、合衆国の人口のうち8.7パーセントにあたる2,256万8千人が外国生まれと推定された。1996年3月の調査では、外国生まれの人口はさらに増え、2,455万7千人となっている（U. S. Census Bureau）。

近年のアメリカ合衆国への移民は、ラテン・アメリカを出身国とするヒスパニック系移民の規模が顕著である。1990年の国勢調査では、ヒスパニック系人口は全人口の6.4パーセントにあたる1,460万8千人であった。1994年3月のCPSでは2,664万6千人、1996年8月時点の国勢調査局の公表では2,802万1千人と推定され、全人口の10パーセントに達している。しかも1994年3月のCPSによると、ヒスパニック系人口の31.5パーセントもが、アメリカ国籍を持たない移民または一時滞在者である。

なかでもアメリカへの移民の最大の送り出し国であるメキシコからの合法移民数は、1960年代の合計が45万4千人、1970年代が64万人、1980年代は165万3千人と増加している。80年代の移民数には、1986年の「移民改革および統制法」(Immigration Reform and Control Act, IRCA) による恩赦 (amnesty) で非合法滞在から合法化された人数が含まれている。アメリカの全人口に占めるメキシコ系人口の割合は、1980年の国勢調査では3.9パーセントであったが、1990年の国勢調査では5.4パーセントに上昇している。1996年3月のCPSでは、アメリカ国内に住むメキシコ生まれの者は667万9千人で、アメリカに在住する外国生まれの人口のほぼ4分の1にあたる27パーセントを占めている。

移民の増加とともに、ヒスパニック系を中心とした移民は貧困を輸入しているに等しいと主張する人々が現れ、移民の福祉受給がアメリカ社会の負担であるという批判が高まった。ヒスパニック系移民への福祉支出が問題とされる理由は、第一にアメリカ国民の間でもアフリカ系やヒスパニック系アメリカ人の貧困問題が深刻化するなかで、新たな移民が低所得者層として加わると、福祉財政を一層圧迫すると懸念されること、第二に、アメリカ市民権を持たない人々、特に非合法移民の福祉の利用が、彼らの法的地位からして不当と考えられていることである。

国勢調査局では、外国生まれの人口に関する1994年と1995年の所得と貧困の状況を、1996年のCPSから推定して公表している。1995年の例では4人家族で年間所得が15,569ドルに貧困線 (poverty line) が設定され、この所得未満が貧困状態の世帯とみなされている。1995年の世帯所得は、世帯主がアメリカ生まれの場合34,784ドルで前年より3.1パーセント上昇した。一方、外国生まれの世帯主の場合は28,352ドルで、前年の所得と同額にとどまった。

人口に占める貧困者の割合を示す貧困率 (poverty rate) は、外国生まれの人口では1994年、95年とも22.2パーセントで変化していない。それに対し、アメリカ生まれの人口の貧困率は、1994年の13.8パーセントから1995年の13.0パーセントへと減少がみられ、外国生まれに比べて低い割合となっている。ただし外国生まれでも、アメリカに帰化した移民の貧困率は10.5パーセントと、アメリカ生まれの市民よりも低い割合である。

(3) 合法移民の福祉利用に関する研究

外国生まれの人口の平均所得の低さは、公的扶助の利用率の高さを予想させる。特にアメリカ国籍を取得していない移民の公的扶助への依存が、実際にどの程度であるかは注目される。社会学者のジェンセン (L. Jensen) は、1960年、1970年、1980年の国勢調査のデータから、合法移民の出身国別とエスニシティ別に、公的扶助 (public assistance) の利用と貧困 (poverty) の度合いを分析している。この研究では、1960年から1980年の間に移民の貧

困度は増しているものの、公的扶助の利用は増えていないことが明らかになっている。貧困度の高まりは、1965年移民法以後のラテン・アメリカおよびアジアからの移民の増加や、親族の呼び寄せによる移民の連鎖（chain migration）が背景にあるが、ジェンセンは、新しい移民が長期的にはアメリカ合衆国にとって経済的利益となると結論づけている。

このほか、近年の移民の増加傾向について、高齢化の抑制力として評価する研究者もいる（Hayes-Bautista, et al.）。しかし移民に肯定的な研究の存在にもかかわらず、1996年に共和党が多数派を占める連邦議会は、合法移民の福祉受給を厳しく制限する新福祉法を成立させた。連邦政府が合法移民に対しても厳しい政策を取るようになった背景には、メキシコとの国境を接するカリフォルニア州などの移民の集中地域で、反移民の世論が高まったことが影響している。

3. 移民の集中地域と非合法移民

(1) カリフォルニア州提案187

カリフォルニア州はラテン・アメリカおよびアジアからの移民の到来が多い地域である。1994年3月のCPSによると、アメリカ国内に住む移民の3分の1にあたる770万人がカリフォルニア州に居住しており、外国生まれがカリフォルニア州の人口の4分の1近くを占めている。

カリフォルニア州では、共和党のウィルソン（Pete Wilson）が知事になったことで、1994年11月に非合法移民の福祉受給を規制する「提案187」（Proposition 187）が州民投票にかけられ、賛成58.8パーセントに対して反対41.2パーセントで可決された。提案187は、カリフォルニア州民が非合法外国人によって経済的困難を被っているとし、非合法外国人がカリフォルニア州内で給付金や公的サービスを受けることを防止するシステムの確立を宣言している。そして具体的に、非合法外国人を公的な社会サービス、公的医療機関、公立小中学校から排除することを定めている。また、アメリカ市民権や永住権を証明する文書を偽造、販売、使用した者への処罰についても定めている。

住民投票での6割に近い賛成は、事前の予測を上まわる数字であった（矢作、p.81）。カリフォルニア州内には1994年4月の時点で約160万人の非合法移民が住んでおり、毎年12万5千人のペースで増えてきたと推定されている。1986年移民法で非合法移民の雇用主に対する罰則規定が設けられ、カリフォルニア州内の非合法移民のうち約160万人が合法化されたにもかかわらず、期待された効果は得られなかったのである（California Secretary of State's Office）。ウィルソン知事の強硬な反移民キャンペーンが受け入れられた背景には、非合法移民の増加に対する州民のいらだちがうかがえる。

カリフォルニア州の提案以前にもアメリカ連邦議会在、1970年代の初頭から非合法外国人の福祉給付を規制する法律を成立させている。1970年代後半にインフレーションと高い失業率、それに国際競争力の低下を懸念する世論が高まるなかで、1972年に補充保障所得（SSI）が市民と合法移民に限定された。この後、1981年までに連邦議会で種々の法律が成立し、非合法外国人を児童扶養給付（AFDC）、食糧切符、失業手当、学資ローンのプログラムから除外した。メディケイドについては、非合法外国人は議会立法よりむしろ行政規則によって除外された（Simcox, p.37）。

このように連邦政府の方針では、非合法移民は原則的に就労にともなう失業保険など社会

保険的な給付は受けられるが、公的扶助の利用はできないとされている。ところが、実際の貧困者への福祉給付は、人権への配慮から滞在資格を問わずに行われることが多かったのである。そこでカリフォルニア州の提案187では、受給者の滞在資格を確認する手続きを定め、規制のための具体策としたのである。

公立学校への非合法移民の子どもの通学については、1982年の合衆国最高裁判所判決が、非合法移民の子どもの公立の初等中等教育を受ける権利を保障するように州政府に命じている。従って提案187の公教育に関する規定は効力をもたず、カリフォルニア州は子どもたちへの教育を直接拒否することはできない。しかし、提案は学校が入学時に生徒の親の滞在資格を確認することを定めており、非合法移民の教育へのアクセスを間接的に制限することを意図している。

現在、提案187は違憲裁判に訴えられているため、実際の運用は行われていない。提案187は、その実効性よりも、移民人口の多いカリフォルニア州政府が、移民政策の責任機関である連邦政府に対して異議申し立てをした点で、社会的な影響が大きかったといえる。

(2) 地方へのコストのしわよせ

研究者の間では、移民の福祉に要するコストの負担と、移民からの税収や経済効果のどちらが大きいか議論されている（矢作、pp.95-102）。移民に支出された連邦、州、地方自治体の福祉給付の金額や、国勢調査をはじめとする基礎統計資料をもとにした人口、就労形態、所得などから、移民への財政支出と移民による便益のコストとベネフィットの計算がさまざまに行われている。1986年移民法には移民の福祉利用制限が盛り込まれたが、法案が検討されていた1980年代の前半には、労働政策学者、人口学者、社会学者らによる多くの研究報告が出されている。

マカーシーとバルデス（K. F. McCarthy and R. B. Valdez）は、メキシコ系移民によるカリフォルニア州のコストを推定している。この研究では、1980年の国勢調査で得た移民の所得データにより、連邦および州への所得税の納入額と社会保険税の納入額を推計して移民からのベネフィットとし、1982年の州と地方自治体の支出のうちメキシコ系移民の福祉、保健、教育への支出の推計額をコストとして分析を行った。その結果では、教育費を除くと、移民の納税額は移民の使う公的サービスのコストを上回った。ただし、州政府と地方自治体が負担している教育と保健医療については、移民からの税金の65から70パーセントが連邦政府に納められていたため、移民の集中している地域ではコストの負担が重くなっていることが明らかになった。

非合法移民に関しては、若年層の単身者を中心とした健康な移民が多く、制度上でも公的扶助の利用が制限されているため、福祉コストは世論が批判するほど大きいものではないとも考えられる。社会学者マッセー（D. S. Massey）は、1982年から83年にメキシコの4つの村で、合法移民の資格を持つ84人と非合法移民経験者285人を対象に調査を行った。アメリカで働いていた当時の納税と福祉の利用は、合法移民の半数が失業保険を受けたことがあるのに対し、非合法移民で利用したことがある者は14パーセントにすぎなかった。食糧切符の利用は合法移民が13パーセントだったのに対し、非合法移民は3パーセントであった。これに対し、税金の源泉徴収については合法移民9割、非合法移民の8割があったと答えている。

しかし別の研究からは、非合法移民の集中している地域で、教育など特定の分野について負担感が大きい様子がうかがえる。ウェイントロブ（S. Weintraub）は1982年から83年にかけて、テキサス州の州政府と州内の6つの地方自治体を調査対象とし、非合法移民の福祉利用による財政負担を試算している。非合法移民868人への面接調査をもとに非合法移民からの税収を割り出し、行政の支出する教育、懲戒、社会福祉事業、保健の費用との比較を行った。868人のうち6割はメキシコ人、2割が中米出身者で、ほとんどがヒスパニック系の移民であった。

その結果、州政府のレベルでは非合法移民からの税収がコストを上回ったのに対し、下位の行政単位である地方自治体ではコストのほうが大きいことがわかった。非合法移民は低所得者のための福祉給付をほとんど受けていないものの、教育と保健サービスは利用する傾向がみられる。州政府と地方自治体の負担の違いは、税金が主に州に支払われ、地方自治体が教育や保健を提供しているためと分析されている。ウェイントロブは、教育や保健は定住化した非合法移民には必要なサービスであり、出生地主義によりアメリカ市民となる彼らの子どもたちの福祉のためにも、負担として批判すべきではないと主張する。だが、連邦より州が、州より地方が担うサービスのコストが大きいという調査結果は、非合法移民への公的な福祉、医療、教育を禁止したカリフォルニア州提案187の背景を代弁するものと考えられる。

4. 福祉改革と移民政策の転換

(1) 合法移民の福祉受給規制

1996年8月に発効した新福祉法（Welfare Law）は、市民権を持たない合法移民の福祉受給について新しい制限を盛り込んでいる（National Immigration Law Center）。1986年は移民改革統制法が実施されたことで、アメリカの移民政策史上の重要な年であった。1986年移民法では、非合法移民の取締りを強化する一方で、5年以上アメリカに住む非合法移民の合法化を行なった。そのちょうど10年後に、アメリカ連邦政府は、新しい福祉法によって、水際の移民の排除に加え、国内政策でも移民への締めつけを導入したのである。

福祉法により、合法移民は食糧切符と、貧困者、高齢者、障害者に対する現金給付である補充補償所得（SSI）の受給資格を失うことになった。また州は、アメリカ市民でない者に現金給付の福祉、メディケイド、連邦政府の補助金による福祉（Title XX social services）、その他の州と地方自治体の公的扶助を拒否できるとされている。今後入国する合法移民に関しては、移民してから5年間はメディケイドと公営住宅を含む連邦の福祉給付を受けることができなくなった。また移民の身元引受人に対しては、移民が受け取る公的給付を払い戻す責任が初めて課されることになった。連邦給付の審査の際には、身元引受人の収入を考慮に入れることとし、州にも同様の措置が認められる。例外として、退役軍人と軍に所属している合法移民、および10年以上連邦の福祉給付を受けたことのない者については、アメリカ市民と同じ給付を受けることができる。また難民の認定を受けた者は、最初の5年間に限り、合法移民に対する規制から除外されることになった（Jones; National Immigration Law Center）。

クリントン大統領は法案に署名するにあたり、合法移民に対する給付資格の規制が盛り込まれたことを批判し、次の議会の会期中に変更を目指すことを表明している。しかし、移民

に関する条項が大幅な予算削減を見込んでいる箇所だけに、その変更は難しいとも指摘されている (Jones)。

(2) 合法移民への波紋

福祉法は6年間で総額550億ドルの予算削減をめざしているが、そのうち44パーセント以上を移民の福祉のカットでまかなう計画である。現在、移民の福祉受給者は、福祉受給者総数の約5パーセントにすぎないことから、アメリカ国籍を取得していない合法移民への影響は大きい。これまで福祉を受けていた合法移民のうち、約500万人の補充補償所得 (SSI) の給付が停止されることになり、約90万人が食糧切符を失うことになる (National Immigration Law Center; Verhovek)。SSIと食糧切符の給付が中止される日付は、各個人の例年の給付審査期日によって決まることになっているが、原則として1年間は受給が継続される。メディケイドまたは連邦政府の補助金による福祉の給付を受けている者は、1997年1月1日までは給付停止にならないと規定されている (Jones)。

新しい福祉政策のターゲットとなったヒスパニック系の人々は、1996年10月16日、ワシントンD. C. で7万人規模の抗議行進が行った (Holmes; Recio)。この行動は、カリフォルニア州で提案187が可決されたことをきっかけに準備が始められ、「ラテン系および移民の権利行進」(Latino and Immigrants' Rights March) と銘打たれた。行進の参加者は、提案187、福祉法、クリントン大統領が1996年9月30日に署名した非合法移民のさらなる規制を内容とする「1996年非合法移民改革および責任法」(Illegal Immigration Reform and Responsibility Act of 1996)、下院が通過させた英語を公用語とする法案などに抗議の声を向けた。参加者はそれぞれの出身国の旗を揚げ、アメリカ国歌をスペイン語と英語で歌ったり、スペイン語のプラカードを掲げて行進に加わっていた。行進の主催者は7項目の要求を提示し、積極的差別是正措置 (Affirmative Action) の縮小をやめること、1時間あたりの最低賃金を4.75ドルから7ドルに引き上げること、1992年1月以前に入国した非合法移民を合法化することなどを政府に求めた。

ヒスパニック系は、メキシコ系、プエルトリコ系、キューバ系などさまざまな国や地域の出身者からなり、その多様性ゆえに政治的な目的で統一的な行動をとることはほとんどなかった。1990年代の移民への厳しい世論と政策が、大規模な結集を実現したといえる。現在の政策はアメリカ社会の多数派である白人の要望を反映した形である。これに対し、ヒスパニック系が政治的影響力をもつ集団となった場合、彼らの利益が反映された政策への転換が起きるのだろうか。それとも、白人社会からの反感が高まり、対立が一層深刻となるのか、人種・エスニック集団関係の動向が注目される。

(3) 帰化者の増加と国家への囲い込み

反移民感情や反移民政策の高まりに対する合法移民たちの反応は、帰化 (naturalization) の申請者が急増する形でも表れている。1986年移民法で合法化された人々が申請可能な時期になったことや、大統領選挙を控えたクリントン政権が民主党への支持者獲得のために帰化を推進するキャンペーンを行ったことも、この傾向を加速させている。

市民権 (citizenship) の取得、つまり国籍および国民としての権利義務を獲得するための帰化制度は、アメリカの歴史や政治制度に関する試験と、簡単な英語力試験に合格し、アメリカ市民 (American citizen) となる宣誓式に参加することを条件としている。犯罪歴など素行に問題があるとみなされない限り、合法移民は5年以上アメリカに居住することで申

請の資格が生じる。1995年度は、1年間に総計110万人近くの移民が市民権を取得してアメリカ国民になった。これは44万人台の帰化者のあった前年の1994年と第二次世界大戦中の1944年をしのぐ空前の数字である。1996年も95年度なみの帰化者数になると予想されている（Verhovek）。

これまで第一世代の移民の帰化は、特にヒスパニック系の間では積極的な選択とはいえなかった。出身国が地理的に近く、祖国への情緒的なナショナリズムが強く、権利の面でも帰化の必要性を感じずにアメリカでの生活ができたことが理由であった。しかし、アメリカの移民政策、特に国内の移民への締めつけのなかで、安定した法的地位と諸権利を確保するために、合法移民の選択は帰化へと向けられるようになったのである。このため、移民帰化局（Immigration and Naturalization Service, INS）では1995年8月に「市民権USA」（Citizenship USA）キャンペーンを開始し、職員の増員、帰化事務の改善、地方自治体の職員や地域団体との協力の拡大を図っている（Cabrera）。

アメリカ合衆国では、フランスやドイツの移民政策と比較した場合、「国民とはだれか」という市民権についての議論は、ほとんどされてこなかった（Hollifield, p.176）。しかし、理念よりも財政上の改革として現れたとはいえ、今回の福祉法は国籍の有無によってアメリカ社会のメンバーを区切り、選別する宣言とも考えられる。アメリカ国内にとどまろうとする移民は、永住権だけでは不十分となり、帰化への選択を迫られることになったのである。確かに現代の移民は、国籍の変更について、権利を得るための道具と割り切る者が多い。また、現在の帰化手続きは比較的開かれた方法で行われており、一見問題はないかに見える。しかしそこには、アメリカ国家への制度面での囲い込みとともに、英語を話し、アメリカ社会についての知識を要求するアメリカナイゼーションへの圧力が間違いなく含まれているのである。

5. おわりに

本稿は、移民への福祉がアメリカ合衆国の移民政策を左右する争点となっていることを明らかにした。裁判所においては、すべての人に対する法の平等な保護を根拠として、移民の権利擁護に有利な判断がくだされているが、連邦の福祉法やカリフォルニア州の提案187にみられるように、立法および行政は合法移民に対しても非合法移民に対しても厳しい政策を選択するようになった。

アメリカ合衆国では、今世紀前半までのアジア系移民に対する差別を除けば、移民をいずれアメリカ人になる者として遇する政策を取り、特に1960年代以降の司法判断では、移民の権利の拡大が進んでいた。福祉法は、福祉予算の削減という財政上の目的で登場したが、合法移民がアメリカ国籍を獲得して初めて福祉受給資格の面でアメリカ社会に制度的に組み込まれるという、逆方向の変化をもたらした。福祉法案が可決され大統領の署名を得たことは、福祉制度の改革以上に、アメリカにおける移民の位置づけの変化として重大な意味をもつと考えられる。

引用文献

- 矢作弘『ロサンゼルス—多民社会の実験都市—』中公新書、1995年。
- Cabrera, Yvette. “Anti-Immigrant Sentiment Helps Fuel Record Rush to Citizenship.” (Los Angeles Daily News, Aug. 20, 1996) *Latino Link News*. Latino Link Enterprises, 1996. (<http://www.latinolink.com/vol1ind.html>)
- California Secretary of State’s Office. “Analysis of Proposition 187 by the Legislative Analyst.” *1994 California Voter Information*. Digital Equipment Corporation, 1994. (<http://ca94.election.digital.com/e/prop/187/home.html>)
- Hayes-Bautista, David E., Werner O. Schink and Jorge Chapa. *The Burden of Support: Young Latinos in an Aging Society*. Stanford, California: Stanford University Press, 1988.
- Hollifield, James F. *Immigrants, Markets, and States: The Political Economy of Postwar Europe*. Cambridge: Harvard University Press, 1992.
- Holmes, Steven A. “Hispanic March Draws Thousand to Capital.” (New York Times News Service, Oct. 13, 1996) *Latino Link News*. Latino Link Enterprises, 1996. (<http://www.latinolink.com/vol1ind.html>)
- Jensen, Leif. *The New Immigration: Implications for Poverty and Public Assistance Utilization*. New York: Greenwood Press, 1989.
- Jones, Charisse. “For Many Residents in New York, Fear Over Welfare Reform.” (New York Times News Service, Aug. 27, 1996) *Latino Link News*. Latino Link Enterprises, 1996. (<http://www.latinolink.com/vol1ind.html>)
- Massey, Douglas S. “The Settlement Process among Mexican Migrants to the United States.” *American Sociological Review* 51 (1986) : pp.670–684.
- McCarthy, Kevin F., and R. Burciaga Valdez. *Current and Future Effects of Mexican Immigration in California*. Santa Monica, California: Rand, 1986.
- National Immigration Law Center. “Immigration Provisions of the Welfare Bill.” *Immigration Law Bulletin: Immigration Law Updates*. Law Office of Sheela Murthy, September 1996. (<http://www.murthy.com/txlaw/txbullet8.html>)
- Recio, Maria. “Hispanics Protest Anti-Immigration Laws.” (Fort Worth Star-Telegram, Oct. 13, 1996) *Latino Link News*. Latino Link Enterprises, 1996. (<http://www.latinolink.com/vol1ind.html>)
- Schuck, Peter H. “Membership in the Liberal Polity: The Devaluation of American Citizenship.” *Immigration and the Politics of Citizenship in Europe and North America*. Ed. W. R. Brubaker. Lanham, Maryland: University Press of America, 1989, pp.51–65.
- Schuck, P. H., and Rogers M. Smith. *Citizenship without Consent: Illegal Aliens in the American Polity*. New Haven: Yale University Press, 1985.
- Simcox, David E. ed. *U. S. Immigration in the 1980s: Reappraisal and Reform*. Boulder, Colorado: Westview Press; Washington D. C.: Center for Immigration Studies, 1988.
- U. S. Census Bureau. “The Foreign-Born Population.” *U. S. Census Bureau Home Page*. 1996. (<http://blue.census.gov/population/www/socdemo/foreign.html>)
- Verhovek, Sam Howe. “Immigrants’ Anxieties Spur a Surge in Naturalization.” (New

York Times News Service, Sept. 12, 1996) *Latino Link News*. Latino Link Enterprises, 1996. (<http://www.latinolink.com/vol1ind.html>)

Weintraub, Sidney. "Illegal Immigrants in Texas: Impact on Social Services and Related Considerations." *International Migration Review* 18.3 (1984) : pp.733-747.

Wilson, William Julius. *The Truly Disadvantaged: The Inner City, the Underclass and Public Policy*. Chicago: University of Chicago Press, 1987.